

電気通信事業参入マニュアル (追補版)

ガイドブック

令和4年4月14日策定
(令和5年1月30日改定)

総務省
総合通信基盤局

令和4年4月14日 策定
令和4年6月28日 改定
令和5年1月30日 改定

電気通信事業法の概要

- 電気通信事業法の目的 2
- 電気通信事業法の規定（抜粋・概要） 3

電気通信事業法の適用に係る解説

- 全体イメージ 4
- 『電気通信事業を営む者』とは 5
- （詳細）『電気通信事業』とは（オンラインサービスの考え方） 6
- 『登録・届出』電気通信事業、『登録・届出不要』電気通信事業（『第3号事業』）とは 7
- （詳細）「他人の通信を媒介」とは（オンラインサービスの考え方） 8
- （詳細）「加工・編集を行わない」とは（オンラインサービスの考え方） 9
- （詳細）届出が必要となる検索サービス・SNS・掲示板とは 10
- 『電気通信事業を営む者』の例と考え方のポイント 11
- 電気通信事業法により守るべき主なルール 12

主な事例と考え方等

- 主なオンラインサービスの考え方 13
- その他サービスの考え方 27
- Q & A 29
- おわりに 31

※このガイドブックは、電気通信事業法の適用を分かりやすく解説したものです。サービス形態は多様であり、別の解釈となる場合もあります。詳細な解釈は、「[電気通信事業参入マニュアル（追補版）](#)」をご確認ください。

目的（法第1条）

この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その **公正な競争を促進** することにより、
電気通信役務の円滑な提供を確保 するとともに
その **利用者の利益を保護** し、
もつて **電気通信の健全な発達** 及び **国民の利便の確保** を図り、
公共の福祉を増進することを目的とする。

公正競争の促進

**電気通信役務の
円滑な提供確保**

利用者利益の保護

**低廉で多種多様な
サービス実現**

**确实かつ安定した
ネットワーク実現**

**誰もが安心して利用
できる
環境実現**

例) 携帯電話の料金低廉化

例) ユニバーサルサービス確保

例) 通信の秘密の確保

定義 (法第2条)

事業
の
定義

電気通信事業 電気通信役務を**他人の需要に応ずる**ために提供する事業

電気通信事業者 **電気通信事業を営む**ことについて、第九条の**登録**を受けた者及び
第十六条第一項の規定による**届出**をした者

『電気通信事業を営む者』の参入手続 (法第9条、第16条)

登録
・
届出

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の**登録**を受けなければならない。

電気通信事業を営もうとする者 (第九条の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、
次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に**届け出**なければならない。

ただし、適用が除外されるもの (法第164条)

第3号
事業

第一項 この法律の規定は、次に掲げる**電気通信事業**については、適用しない。

第三号 電気通信設備を用いて**他人の通信を媒介する**電気通信役務**以外の電気通信役務**を
電気通信**回線設備を設置することなく**提供する**電気通信事業**

第三項 第一項の規定にかかわらず、(中略) **第三条及び第四条の規定は、(中略) 第三号**
事業を営む者の取扱中の通信について適用する

※第三条 (検閲の禁止)、第四条 (通信の秘密の保護)

通秘等
の
適用

電気通信事業を営む者とは

 P 5 参照

電気通信役務 (サービス) を提供する者

電気通信事業を営む者

判定フロー
👉 P 5

「電気通信事業を営む者」に
該当しない

電気通信事業者

判定フロー
👉 P 7

登録・届出必要

他人の通信を**媒介**
又は電気通信回線設備を設置

判断基準
(オンラインサービス)
👉 P 8

登録・届出不要

他人の通信を**媒介せず**
かつ電気通信回線設備を**設置しない**
(いわゆる第3号事業を営む者等)

検索サービス
・ SNS等の詳細
👉 P 10

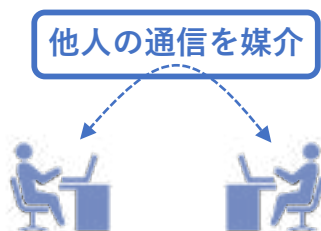
SNS、オンライン検索サービス
各種情報のオンライン提供 等

該当しない例
👉 P 11

企業・個人等のホームページ運営
自社商品のオンライン販売 等

例えば、

固定電話、携帯電話、電子メール
インターネット接続サービス 等



規律対象
の判断基準
👉 P 6



電気通信事業法の規律対象

主なルール
👉 P 12

電気通信事業法の規律対象外

I 他人のため（自己のためでなく）に役務を提供していますか？ →「他人の需要」に応じるため」に該当

ポイント 役務（サービス）を他人のため（他人の需要に応じるため）に提供しているか。

※ AさんとBさんの通信を媒介するサービスの提供（他人と他人の電話、メールの送受信などを提供）が代表例。

※「個人や企業のwebサイト」「社内システムを自社で運営」など、自己の需要のために提供する場合には該当しない。

※「電気通信役務を必ずしも前提としない、別の自らの本来業務の遂行の手段」として電気通信サービスを提供する場合は該当しない。



P 6 参照



II （下記の）電気通信役務（サービス）を提供していますか？ →「電気通信事業」に該当

i 電気通信設備を用いてサービスを提供していますか？ (I 及び II の両方を満たす場合)

ポイント 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械（サーバ等）、器具、線路（光ファイバ等）その他の電氣的設備をいう。

※電気通信設備は、自らが所有するものでなくても、利用する（又は利用させる）権限を有するものも含む。

※「他人と他人の通信を媒介」する場合だけでなく「自分と他人の通信」によってサービスを提供する場合も含む。

ii i の提供を反復継続していますか？

ポイント 主体的・積極的意思、目的をもって、同種の行為を反復継続的に遂行しているか。

※緊急・臨時的に行うものは該当しない。

III 料金を徴収するなど、利益を得ようとしていますか？ →「営む」に該当

ポイント サービス提供の対価として料金を徴収して（又はサービスは無料だが広告収入を得ることなどで）利益を得ようとしているか。（⇒P29のQ&Aもご確認ください）

※実際に利益が出ていなくても、「利益を得よう」としていれば該当する。

※無償・原価ベースでサービスを提供する場合は該当しない。

すべてYES





『電気通信事業を営む者』に該当します。

1つでもNO



電気通信事業法は適用されません。

- 「顧客に**電気通信役務**を提供することがなければ成り立たないサービス」
⇒「**電気通信事業**」に該当します  左図
- 「**電気通信役務**を必ずしも前提としない、別の自らの本来業務の遂行の手段」として電気通信サービスを提供する場合 ⇒「**電気通信事業**」には該当しません  右図

電気通信役務 (情報の送信) 自体が事業 (目的)

ニュースサイト

顧客の要求に応じて配信可能なニュースを蓄積



ニュース表示指示
←
→
ニュース配信



<電気通信役務の提供範囲>

Eコマールの運営

出店者



ショッピングの「場」の提供
→
←
注文等



オンライン上に複数店舗が出店するモールを構築

「電気通信事業」に該当し、「電気通信事業を営む者」に該当する場合、電気通信事業法が適用されます。  P 5、P 17 参照

電気通信役務を手段として利用

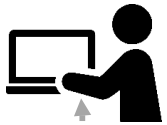
新聞購読のネット受付

新聞 (モノ) の販売



新聞 (紙面) の送付

自身の商品の紹介等
→
←
注文等



<電気通信役務の提供範囲>

自社ECサイトでの販売

商品 (モノ) の製造・販売




商品 (モノ) の送付

自身の商品の紹介等
→
←
注文等



金融商品の取引



 電気通信役務は、手段として利用

「電気通信事業」に該当せず、  P 5、電気通信事業法は適用されません。 P 17 参照

『電気通信事業を営む者』に該当

電気通信回線設備を設置していますか？

※「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備・附属設備です。
※ 詳細については「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」をご確認ください。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000426546.pdf)

YES (設置する)

NO (設置しない)

端末系伝送路設備の設置の区域※が一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えていますか？

※「端末系伝送路設備」とは、例えば、局舎から利用者宅までの間の伝送路設備です。
より具体的には、光ファイバなどの線路設備や無線系の設備です。

又は

中継系伝送路設備の設置の区間が一の都道府県の区域を超えていますか？

※「中継系伝送設備」とは、例えば、局舎から局舎までの間の伝送路設備です。

YES
(一つでも該当)

NO
(一つも該当せず)

他人の通信を媒介していますか？

※「他人の通信の媒介」とは、情報の内容を変更することなく、伝送・交換し、他人と他人の通信を成立させることです。
※ 自分と他人の通信のみを行う場合は該当しません。

YES
(媒介する)

No
(媒介しない)

『登録』が必要な電気通信事業者

『届出』が必要な電気通信事業者

『第3号事業』を営む者

※専ら一の者への役務提供・同一構内での役務提供の場合は登録・届出を必要としません。

※ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を提供する者は届出が必要です。P10「（詳細）届出が必要となる検索サービス・SNS・掲示板とは」もご確認ください。

👉 P 8 参照

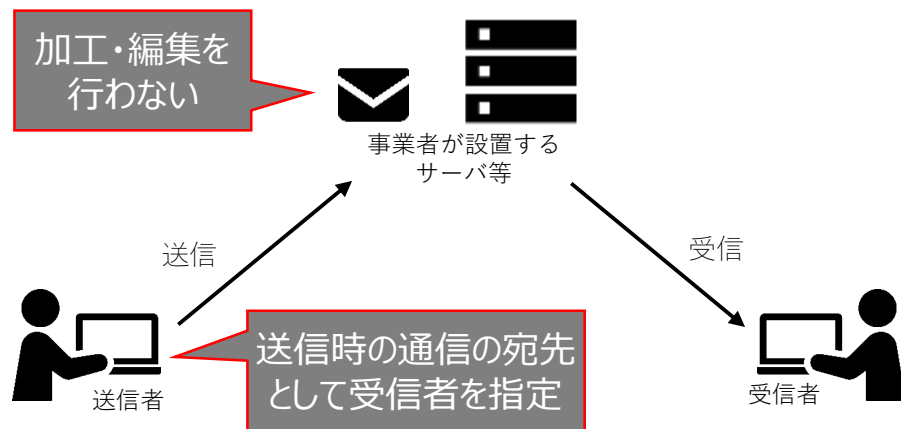
(詳細) 「他人の通信を媒介」とは (オンラインサービスの考え方)

オンラインサービスを提供する際の「他人の通信の媒介」に当たる場合は、サーバを設置する事業者 (自らサーバを設置せず、サービス、アプリの提供のためにクラウドを利用する事業者を含みます。) のサービスについて、以下の2つがともに該当する場合です。

- ①加工・編集を行わない
- ②送信時の通信の宛先として受信者を指定している

(☞P 7、P 9 も参照)

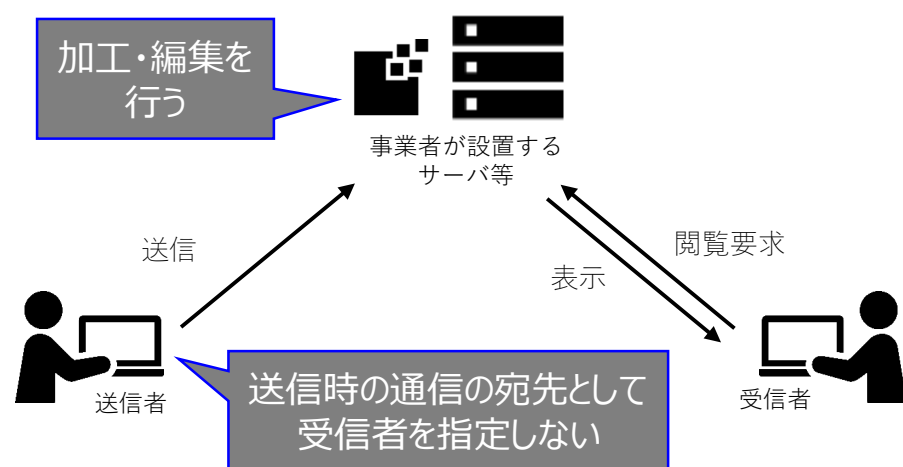
○ 「媒介」のケース



(例)

- メール、ダイレクトメッセージ
- 参加者を限定した (宛先を指定した) 会議が可能なweb会議システム
- SaaSに付随したダイレクトメッセージ機能 等

× 「媒介」でないケース



ポイント

「加工・編集を行う」、「送信時の通信の宛先として受信者を指定しない」のうち、1つでも該当する場合は、「他人の通信の媒介」ではありません。

加工・編集を行わない (その内容を変更することなく) とは、情報の本質的な内容の改変を行わないことです。 (← P 8 関連)

加工・編集を「行わない」 に該当するケース



加工・編集を「行う」 に該当するケース



ポイント

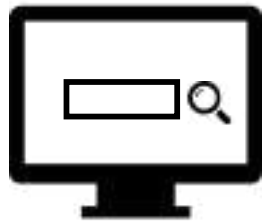
外形的・形式的な改変を行うことは、「加工・編集を行わない」に該当します。

利用者数が1000万以上となる検索サービスやSNS・掲示板は、届出が必要となるものがあります（他人の通信を媒介していなくても届出が必要となります）。

ただし、他のサービスに付随して提供されるサイト内検索や口コミ掲示板は、届出不要です。

検索サービスの例

(検索情報電気通信役務に該当)



全てのウェブページが検索対象となる検索サービス
(一般的な検索サイト)



前年度の
月間アクティブ利用者数
の平均が1000万以上
となる場合、
届出が必要です。



ショッピングサイトなど
特定のウェブサイト内の検索機能
(商品検索・ページ内検索)



届出不要です。

SNS・掲示板の例

(媒介相当電気通信役務に該当)



発言や発信にアカウント登録が必要
なSNSや掲示板サービス



前年度の
月間アクティブ利用者数
の平均が1000万以上
となる場合、
届出が必要です。



ショッピングサイトやグルメサイトなどで
付随的に提供される掲示板機能
(口コミ・質問掲示板など)



届出不要です。

※上記以外にも、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム
なども媒介相当電気通信役務に該当するものがあります。

※検索情報電気通信役務又は媒介相当電気通信役務を提供する者は、総務大臣による指定を受けた後に届出が必要となります。

ポイント

「電気通信役務の提供自体が事業（目的）」であって、当該事業で利益を得ようとする場合は、『電気通信事業を営む者』に該当します。

登録・届出^{※1}電気通信事業者

※1 電気通信事業法第164条第1項第1号（専ら一の者への提供）、第2号（同一構内の設備で提供）及び第3号に規定する電気通信事業は登録・届出の適用が除外。

例

- 固定・携帯電話
- インターネット接続サービス
- 利用者間のメッセージ媒介サービス
- web会議システム^{※3}

※3 参加者を限定した（宛先を指定した）会議が可能なシステムは届出が必要です。

登録・届出不要^{（第3号事業^{※2}を営む者等）}

の電気通信事業を営む者

※2 電気通信事業法第164条第1項第3号（電気通信回線設備を設置せず、他人の通信を媒介しないサービスを提供）に規定する電気通信事業。

例

- SNS^{※4, 5}
- オンライン検索サービス^{※5}
- オンラインショッピングモール/オークションモール^{※4}
- 各種情報のオンライン提供

※4 これらに付随した「メッセージ媒介サービス」（SNSのダイレクトメッセージなど）は届出が必要です。

※5 前年度の月間アクティブ利用者数の平均が1,000万以上である場合には届出が必要です。

『電気通信事業』に該当しないもの（例）

- ✓ 企業・個人・自治会等のホームページ運営

ポイント 「自己の情報発信のために運営」する場合は『**自己の需要のため**』に実施しているものとなります。

- ✓ 金融 証券・金融商品等についてのオンライン販売
- ✓ 小売 モノ・商品についてのオンライン販売
- ✓ メーカー 製造した商品についてのオンライン販売

ポイント 「電気通信役務の提供が事業の目的ではなく、オンラインは事業の遂行の手段として活用」している場合は、『**自己の需要のため**』にオンラインを活用しているものとなります。

電気通信事業を営む者

- 検閲の禁止
- 通信の秘密の保護
- 外部送信に関する規律

登録・届出不要

の電気通信事業を営む者

【第3号事業
を営む者等】

登録・届出 電気通信事業者

全般的に

- 利用の公平など

事業を始めるとき

- 電気通信事業の登録・届出

事業に変更 があったときの届出

- 登録・届出事項の変更、休廃止など

消費者保護

- 提供条件の説明、業務の休廃止の周知など

利用者情報 関係

- 情報取扱方針の公表など

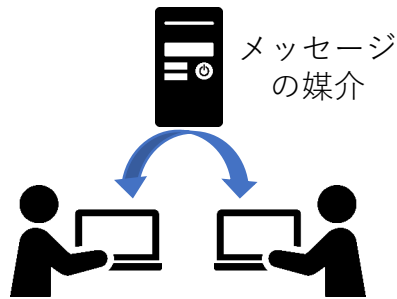
事故を起こしたとき、 その他の報告

- 業務の一部停止、通信の秘密の漏えいなど

= 電気通信事業を営む者のうち、
以下のいずれかに該当する者

- ① 電気通信回線設備を設置
- ② 他人の通信を媒介
- ③ 利用者数1,000万以上の
検索サービス・SNS等

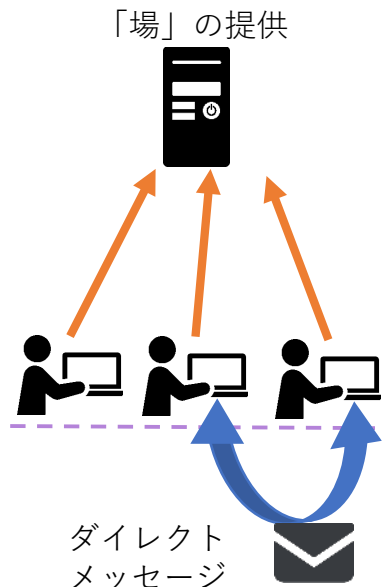
利用者間のメッセージ媒介



- メッセージングアプリなど、特定の利用者間のメッセージ交換をテキスト、音声、画像、動画によって媒介するもの。
- ビジネスマッチングサイトやオンラインゲームなど、サービスの一部として特定の利用者間でのダイレクトメッセージ機能を提供している場合も含む。

他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要な電気通信事業**です。

SNS・電子掲示板・動画共有プラットフォーム



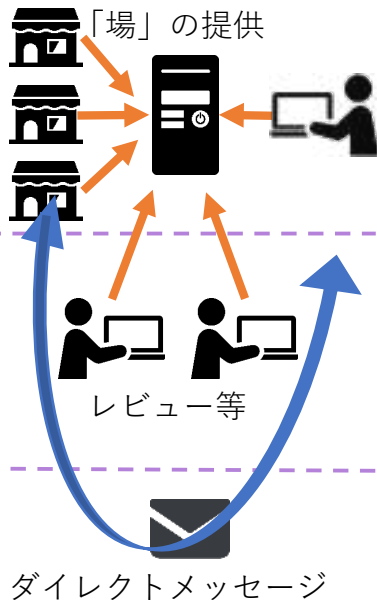
- 不特定多数の利用者間での、テキスト、音声、画像、動画の投稿・閲覧機能により発信者と閲覧者がやりとりを行う「場」を提供するもの。
- 利用者登録が必要なものであって、アクティブ利用者数が1,000万以上である場合。
- 特定の利用者間のみでやりとりできるダイレクトメッセージ機能を提供している場合。

情報をやりとりができる「場」を提供しており、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要な電気通信事業**です（**第3号事業**）。

媒介相当電気通信役務に該当するため、登録又は届出が**必要な電気通信事業**です。

他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要な電気通信事業**です。

ECモール/ネットオークション/フリマアプリの運営



○インターネット経由で複数の店舗でのネットショッピングや、フリーマーケット、オークションなどができるもの。

情報をやりとりできる「場」を提供しており、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

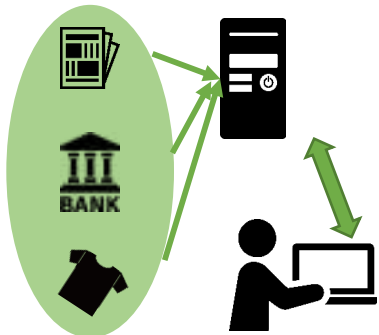
○不特定多数が閲覧できるレビューや口コミの機能を提供する場合。

上記同様、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

○出店者と顧客間など特定の利用者間でのダイレクトメッセージ機能を提供する場合。

他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

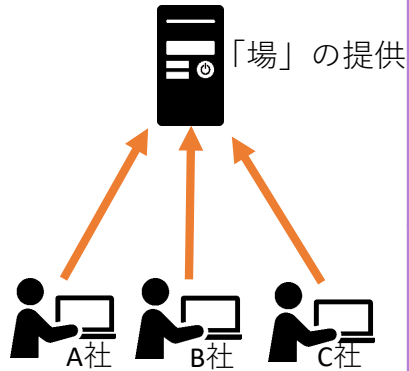
自社商品等のオンライン販売



○小売業者の提供するオンラインショッピングや、銀行・証券会社が提供するネットバンキング（ネット専業を含む。）など、インターネット経由で顧客からの要求・注文に対応するもの。

電気通信役務（情報の送信）を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供しており、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。

ウェビナーシステム

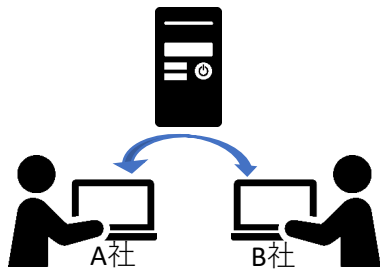


○動画共有プラットフォームのライブ配信機能のような、URL等を知っていれば誰でも参加できるシステムを提供するもの。

○利用者登録が必要なものであって、アクティブ利用者数が1,000万以上である場合。

情報のやりとりができる「場」を提供しており、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（第3号事業）。

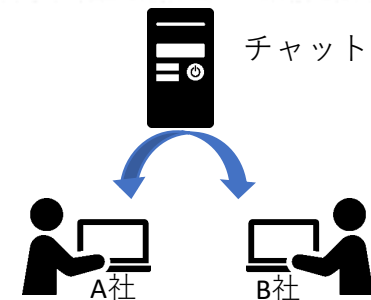
媒介相当電気通信役務に該当するため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。



○Web会議システムのような、特定の利用者のみが参加できるシステムを提供するもの。

会議の参加者を通信の宛先として指定しており、他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

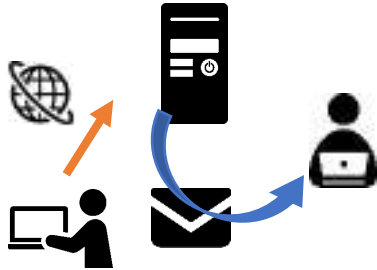
ビジネスチャット



○複数の利用者（法人）間のテキストや音声等によるチャット機能を提供するもの。

他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

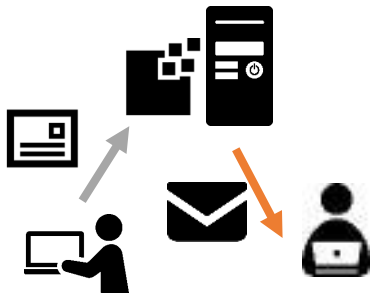
電子メールマガジンの媒介



○企業等からインターネット経由で提供された情報を、その内容を変更することなく、予め登録した購読者等に対して電子メールマガジンとして送信するもの。

他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

電子メールマガジンの配信



○電子メールマガジンの送信を行うために、企業等から情報の提供を受け、その情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。

情報の送信を事業としており、電気通信事業となりますが、提供された情報を元に電子メールマガジンを作成しており、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

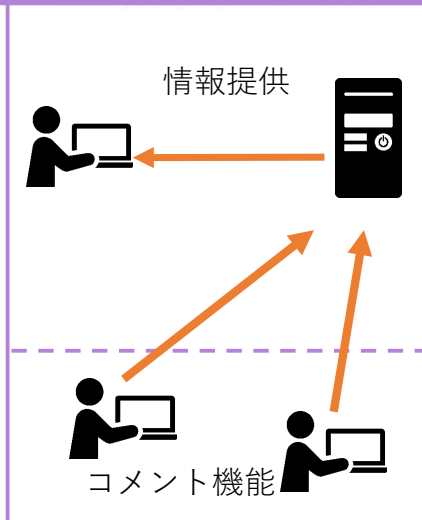
電子メールマガジンの発行



○企業等が広報の手段の一つとして、予め登録した購読者等に対して、電子メールマガジンを送信するもの。

電気通信役務を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供しており、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。

各種情報のオンライン提供



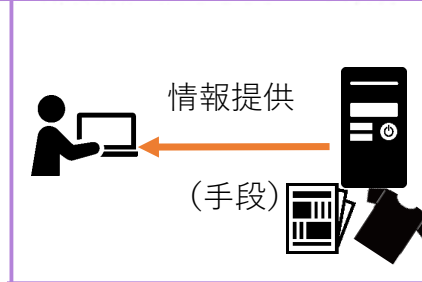
○インターネット経由で天気予報やニュース、映像などの情報を利用者へ提供するもの。

情報の送信を事業としており、電気通信事業となりますが、自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

○上記に加え、ニュース等に対して、不特定多数の者が閲覧できるコメントの投稿・閲覧機能を提供する場合。

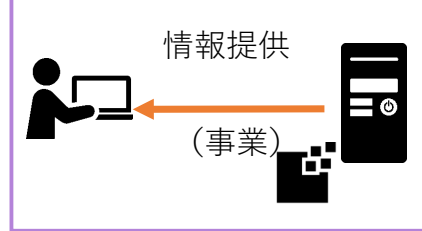
他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

企業等のHP（ホームページ）



○企業等が自社の概要や商品やサービスについて周知・宣伝するためにHPを開設するもの。または、これらの商品やサービスを販売するための手段として、HPを開設するもの。

電気通信役務を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供しており、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。



○オンラインニュースや映像配信など、自社の商品やサービス自体がインターネット経由で提供される場合に、その提供（販売等）のためにHPを開設するもの。

電気通信役務の提供（情報の送信）を前提としているため、電気通信事業となります（登録及び届出が**不要**な電気通信事業（**第3号事業**））。

主なオンラインサービスの考え方

個人のHP（ホームページ）、動画・ブログ等の投稿



個人の
情報発信
の手段

○個人が自らの趣味や知識を発信するために、自らレンタルサーバを借りるなどして、HPを開設するもの。サーバ代の一部を賄うためにHPに少数の広告バナーを貼る場合を含む。

自己の情報を発信する手段として電気通信役務を提供しており、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。



個人の事業
として運営

○個人が、個人事業主として利益を上げる目的で、広告やアフィリエイトプログラムなどを利用した各種情報提供サイト等を運営するためにHPを開設するもの。

情報の送信を事業としてしていると認められ、**電気通信事業となります**（登録及び届出が**不要な電気通信事業（第3号事業）**）。



動画等の
投稿

○個人が、他社が運営する動画プラットフォームやブログプラットフォームに、自ら作成した動画等のコンテンツを投稿するもの。閲覧数等に応じてプラットフォーム運営者等から報酬を得ている場合を含む。

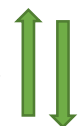
プラットフォーム運営者が提供する電気通信役務を利用しているに過ぎないことから、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。

検索サービス



webサイトの
DBを構築

検索語
の入力



URL等の
提供



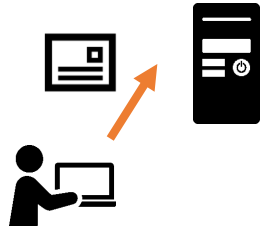
○広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、利用者に提供するもの。

情報の送信を事業としており、**電気通信事業となります**が、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要な電気通信事業**です（**第3号事業**）。

○全てのウェブページが検索対象となる検索サービスを提供し、アクティブ利用者数が1,000万以上である場合。

検索情報電気通信役務に該当するため、登録又は届出が**必要**な**電気通信事業**です。

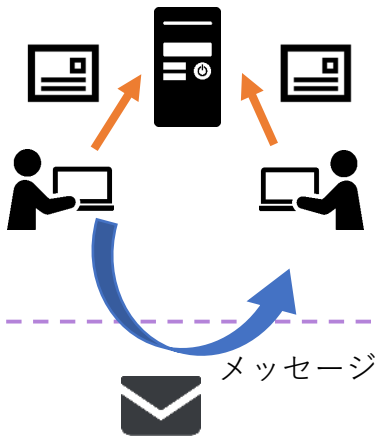
オンラインストレージ



○利用者がデータを保存することを目的として、サーバ等を設置して、インターネット等を経由して利用者のデータ等を受信して保存するもの。

自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

ファイル共有システム/ファイル転送システム



○利用者が互いにデータを共有することを目的として、サーバ等を設置して、インターネット等を経由して利用者のデータを受信して保存するもの。

宛先として受信者を指定しておらず、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

○上記に加え、利用者間でデータを保存したことや保管先を通知するメッセージ機能を提供する場合。

他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

メールサーバ用のサーバ貸与



○個人や企業等がメールサーバ等を利用できるように、サーバ自体やサーバの一部を貸与するもの。

メールサーバ等の機能は、他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。



○電気通信事業を営もうとする者等にメールサーバ等の他人の通信の媒介が可能となる機能を含むサーバの貸与を行う場合

上記同様、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

Webサーバ用のサーバ貸与



○個人や企業等がWebサーバやデータベースサーバ等を利用できるように、サーバ自体やサーバの一部を貸与するもの。

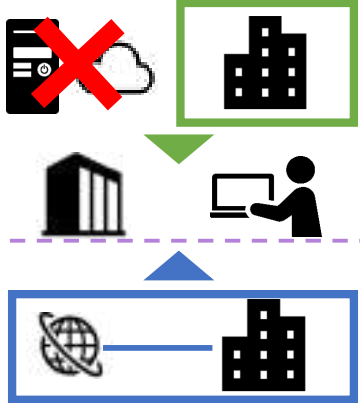
自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。



○電気通信事業を営もうとする者等にWebサーバやデータベースサーバ等の機能を含むサーバの貸与を行う場合

上記同様、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

サーバの設置場所貸し（ハウジング）



○電源設備や耐震設備などを備えた建物において電気通信事業者等にサーバ等の設置場所を貸し出すもの。

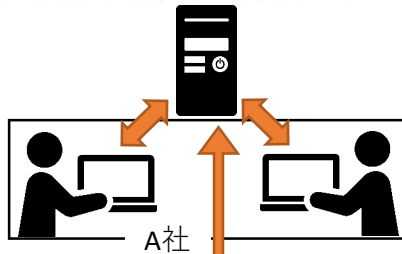
不動産業として空間を貸し出しているに過ぎないことから、**電気通信役務に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。

○上記に加え、自ら調達した電気通信回線を企業等に提供するもの。

電気通信回線の提供が**電気通信役務の再販**に該当し、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

主なオンラインサービスの考え方

経費精算システム



○法人向けのクラウドサービスであって、領収書の電子化、社内資料の作成、承認機能など、利用者からサーバにデータを送信し、サーバ内のデータ処理による業務支援システムを提供するもの。

自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要な電気通信事業**です（**第3号事業**）。

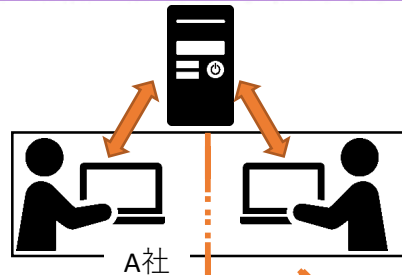
外部データ
と連携



○上記に加え、クレジットカード履歴などの外部データと連携し、必要な情報を加工して、社内資料等に反映する機能を有する場合。

情報の加工・編集を行うことに該当し、他人の通信を媒介しないと考えられるため、登録及び届出が**不要な電気通信事業**です（**第3号事業**）。

勤怠管理システム



○法人向けのクラウドサービスであって、出退勤時刻の記録、休暇の申請・承認システムなど、利用者からサーバにデータを送信し、サーバ内のデータ処理による業務支援システムを提供するもの。

自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要な電気通信事業**です（**第3号事業**）。

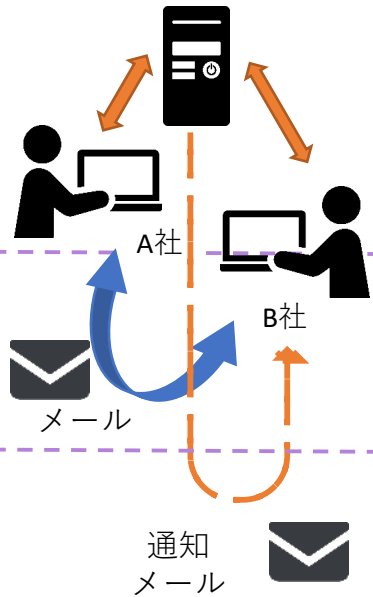
メール



○上記のシステムにおいて勤怠状況を報告すると、その情報を元に他の社員あてに状況報告メールを生成して送信するシステムを提供する場合。

情報の加工・編集を行うことに該当し、他人の通信を媒介しないと考えられるため、登録及び届出が**不要な電気通信事業**です（**第3号事業**）。

電子契約システム



○法人向けのクラウドサービスであって、利用者からサーバにデータを送信し、契約書を作成・保管するとともに、サーバ上で複数の利用者が電子的に押印・署名し、契約書を完成させるシステムを提供するもの。

自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

○上記のシステム上で、利用者（法人）と取引相手との間のメール機能等を提供する場合。

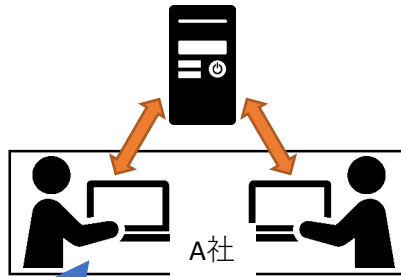
他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

○契約書データが更新された際など、システムが更新通知メール等を生成し、取引相手に自動で送信する機能を提供する場合。

自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

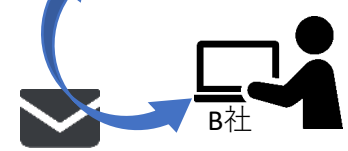
主なオンラインサービスの考え方

顧客管理システム



○法人向けのクラウドサービスであって、顧客情報（連絡先・コンタクト履歴等）の管理機能など、利用者からサーバにデータを送信し、サーバ内のデータ処理による業務支援システムを提供するもの。

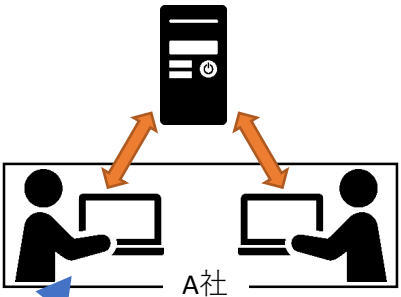
自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。



○上記のシステム上で、利用者（法人）と顧客との間のメール機能やチャット機能等を提供する場合。

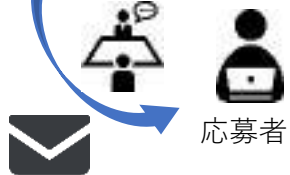
他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

採用管理システム



○法人向けのクラウドサービスであって、「求人」、「応募者情報管理」、「選考」等の各段階の情報をサーバに送信し、情報を一元管理するシステムを提供するもの。

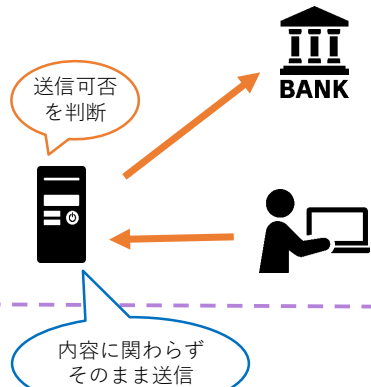
自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。



○上記のシステム上で、利用者（法人）とその応募者との間のメール機能やオンライン面談機能等を提供する場合。

他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

オンラインでの振込依頼等の伝達（電子決済等代行業等）



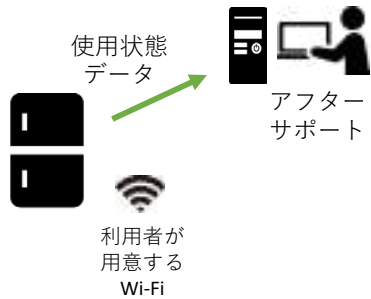
○アプリ又はクラウド上で利用者が作成した振込依頼を、利用者に代わって銀行等に送信（伝達）するサービスであって、予め決められた条件に基づく審査等を行った上で、銀行等への送信の可否の判断を行っているもの。

○振込依頼を銀行等に送信するサービスであって、審査等の関与をせず（内容に関わらず）、そのまま送信する場合。

情報の送信を事業としており、電気通信事業となりますが、送信の可否の審査等を行うことは、情報の本質的な内容への関与であり、情報の加工・編集を行うことに該当し、他人の通信を媒介しないと考えられるため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です（**第3号事業**）。

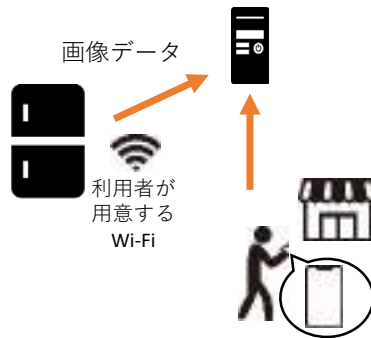
他人の通信を媒介しているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

製造メーカー等が提供するIoTサービス



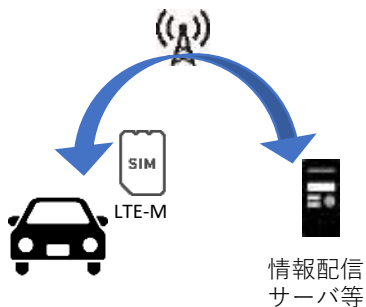
○家電メーカーが、利用者が用意するWi-Fiを通じて、製品に搭載されたIoTセンサーからデータを受信することで、その製品の使用状態や故障の有無を把握し、アフターサポートに活用するもの。

製品保守の手段として電気通信役務の提供を行っており、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。



○家電メーカーが、利用者が用意するWi-Fiを通じて、製品に搭載されたIoTカメラから画像データを受信しサーバに蓄積することで、利用者が外出先から画像を確認できるなどのオンラインサービスを提供するもの。

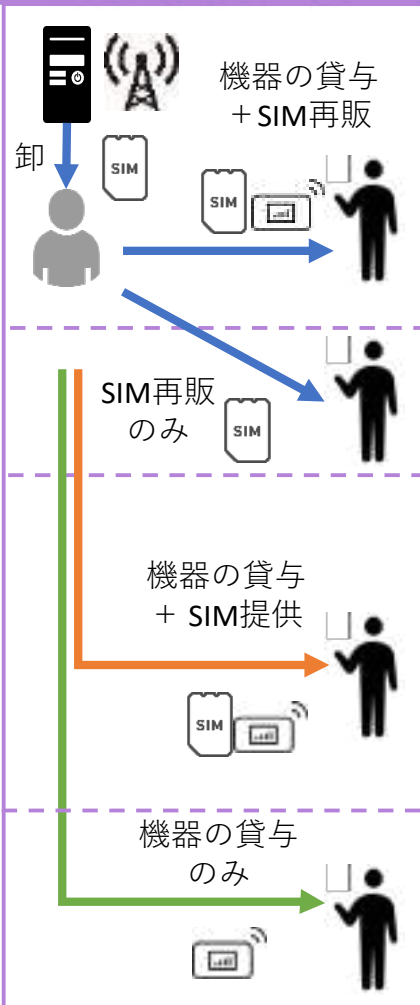
家電の製造販売とは異なる事業であり、電気通信事業となります。自己（サービス提供者）と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介しないため、登録及び届出が**不要な電気通信事業**です（**第3号事業**）。



○自動車メーカーが、通信モジュールやSIMカードによる通信サービスにより、渋滞情報等の配信サービスを提供するもの（他の電気通信事業者からSIMカード等の卸提供を受け、通信料金や提供条件を自ら設定して（自らが提供主体となって）通信サービスも提供（再販）する場合。）。

車の製造販売とは異なる事業であり、電気通信事業となります。他人の通信を媒介する電気通信役務を自らが主体となって提供（電気通信役務の再販）をしているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

モバイルルーターの貸与と電気通信サービス（SIM）の提供



○他の電気通信事業者から他人の通信を媒介する電気通信サービス（SIM）の提供を受け、当該サービスの提供条件や価格を変更するなどして、利用者へ当該サービスを利用するための機器（モバイルルーター）の貸与と電気通信サービス（SIM）を併せて主体的に提供するもの。

自らが提供主体となって電気通信役務を提供[※]（電気通信役務の再販）をしているため、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

○機器は貸与せず、主体的に電気通信サービスの再販（SIM再販のみ）を行う場合。

上記同様、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。

○他の電気通信事業者から他人の通信を媒介する電気通信サービス（SIM）の提供を受けるが、当該サービスの料金や提供条件を変更せず、利用者へ当該サービスを利用するための機器（モバイルルーター）の貸与と電気通信サービス（SIM）を併せて提供するもの。

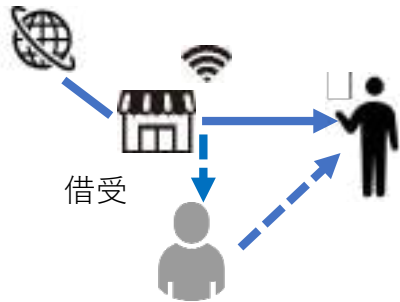
料金や提供条件を変更せずに電気通信役務を提供しており、自らが提供主体となって電気通信役務を提供していると認められないため、登録及び届出が**不要**な電気通信事業です。

○機器（モバイルルーター）の貸与のみを行う（電気通信サービスを提供しない）場合。

電気通信役務を提供していないため、登録及び届出は**不要**です。

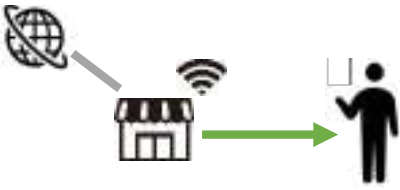
※「自らが提供主体となって電気通信役務を提供」とは、卸元の料金や提供条件を変更する、サービスの提供主体として顧客対応を行う場合が該当します。自らが提供主体となって電気通信サービスを提供することなく、電気通信サービスの契約手続の代理等を行う場合には、販売代理店の届出（届出媒介等業務）の対象となります。詳細は、販売代理店届出制度(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html)をご確認ください。

公衆無線LAN



○アクセスポイント等を設置して（又は他者のアクセスポイントを利用して）、有料の公衆無線LANサービスを提供するもの（広告収入を得るなど実質的に電気通信役務の提供により利益を得ようとする場合も含む。）。

電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が**必要**な電気通信事業です。



○商業施設や観光施設等の施設管理者等が、来場者が利用できるように施設内にアクセスポイントを設置して、公衆無線LANサービスを提供するもの。

電気通信役務の提供が独立した事業として把握できないことから**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。

地方公共団体が、公衆無線LANを提供する場合には、「電気通信事業を営む者」には該当しませんが、以下の場合には届出が必要となります。



○地方公共団体が、公園や公共施設等にアクセスポイントを設置して、不特定かつ多数の者に公衆無線LANサービスを提供するもの。

営利を目的としない電気通信事業の届出が**必要**です（事業法第165条）。

Q 外国法人が、日本でサービスを提供する場合は何が必要ですか。

A 外国法人が「日本国内向け」に電気通信サービスを提供することにより、「電気通信事業を営む」に該当する場合、国内における代表者又は国内における代理人を定めた上で、電気通信事業の登録又は届出が必要です。また、日本法人と同様にP12の主なルールへの遵守も必要となります。どのような場合に「日本国内向け」に該当するか等の詳細は、「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方」をご参照ください。
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739291.pdf)

Q 有料のオンラインサービスの一部として、追加料金なしでチャットやダイレクトメッセージを提供する場合でも届出が必要となるのでしょうか。

A 届出が必要となります。チャット等を含め一つのサービスとして提供して利益を得ようとしており、主たるサービスか、サービスの一部かは問いません。なお、料金は無料で広告収入で利益を得ようとしている場合も同様に、届出が必要となります。

Q 事業を廃止する場合に、どのような手続が必要でしょうか。

A 事業廃止後、所管の総合通信局へ電気通信事業廃止届出書の提出が必要です。具体的な手続は、電気通信事業参入・変更手続の案内をご確認ください。
(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/)
また、電気通信業務の全部又は一部を廃止しようとするときは、原則、利用者への事前周知等が必要です。詳細については、下記URLの「関係法令、告示、ガイドライン等」内の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」第8章をご参照ください。
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm)

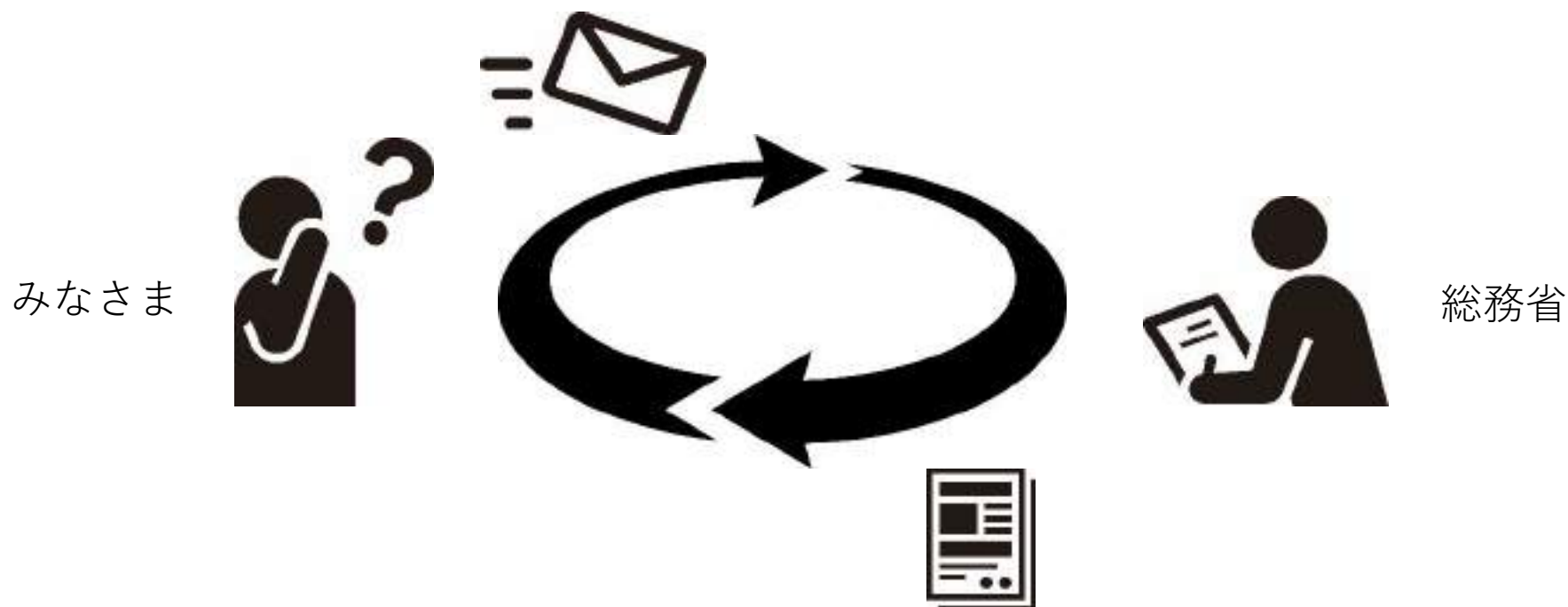
掲載サービス・Q&Aに追加する事例を募集中です。

Marketentry_TBA_atmark_soumu.go.jp*

あてにご要望をお寄せください。

ご要望を踏まえて本ガイドブックを
アップデートしていきます。

*メールを送る際には、「_atmark_」は「@」にしてください



おわりに

 このガイドブックは、電気通信事業法の適用を分かりやすく解説したものです。
※各社のサービス形態は多様であり、別の解釈となる場合もあります。

 詳細な解釈は、総務省HP「電気通信事業参入マニュアル(追補版)」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf
をご確認ください。



 参入手続は、総務省HP「電気通信事業参入・変更手続の案内」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/
をご確認ください。




 御不明な点は、総務省又は総合通信局等までお問い合わせください。

(問合せ先)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課/事業政策課
メール：Marketentry_TBA_atmark_soumu.go.jp

* 「_atmark_」は「@」にしてください

北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線4705)	東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-9403
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1675 (回線非設置)	中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3378
		03-6238-1679 (上記以外)	四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9948	九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7824
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302

 利用者情報に関する規律(利用者に関する情報の外部送信に係る規律等)の詳細やお問い合わせ先は、以下のとおりです。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 03-5253-5847